

香美町農業委員会総会(第10回)議事録

- 1 開催日時 令和5年12月25日(月) 14:30～16:00
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(11人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 吉川 正人
 - 委員 6番 橋本 幸長
 - 7番 前田 精一
 - 8番 米田 和弘
 - 9番 田中 一馬
 - 10番 北村 宏明
 - 11番 文堂 福一
 - 12番 田中 憲二
 - 13番 岡田 久志
 - 14番 井上 竹雄
- 4 欠席農業委員(3人)
 - 委員 3番 白岩 寧
 - 4番 小谷 直美
 - 5番 山本 薫
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)
 - 1番 吉田 栄雄
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 4番 福田 好美
 - 5番 小林 隆夫
 - 6番 岡 昭三
 - 9番 毛戸 誠
 - 副代表 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)
 - 代表 7番 田野 豊博
 - 8番 東垣 泰彦
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 12月25日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案第29号 非農地証明願承認について
 - 第4 議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第5 議案第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 - 第6 議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第7 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について
 - 第8 議案第34号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 福島 功
 - 事務局次長 榎 秀俊
 - 書記 中村 達也
- 9 会議の概要
 - 議長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。
(異議なし)
 - 議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
 - 議長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は7番「前田精一委員」と8番「米田和弘委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長	異議なしの声がありますので、7番「前田精一委員」と8番「米田和弘委員」よろしくお願いします。
議長	日程第3 議案第29号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから9ページです。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第29号 番号1番の非農地証明願について、12月20日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をいたします。12月20日に会長、事務局、小代区の委員4名と申請人によって現地確認をいたしました。申請地の場所は、位置図、付近見取図をご覧ください。申請地は3か所に分かれております。申請地の1つ目は、町道石寺新屋線の広井大橋交差点から広井グラウンドへ向かう中間地点にあります。この土地は登記地目は畑ですが、現況は原野となっていました。昭和60年頃から耕作放棄され原野化しております。2つ目のところは町道石寺新屋線の広井橋付近の申請者の家の周りです。登記地目は畑と田がありますが、道路拡張に伴う住居移転が平成8年頃に行われ、その際から宅地として利用されております。3つ目は町道長板石寺線の浄化センターの付近です。登記地目は田ですが現況は山林となっていました。こども昭和60年頃から耕作放棄され山林となっており現在に至ります。以上3か所分の地目変更のための申請が出ています。皆さま審議をお願いします。
議長	「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第29号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第30号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①10ページから21ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第30号 番号1番の申請について、12月20日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	はい、それでは報告します。付近見取図をご覧ください。図の下が香住駅でございます。駅から北へ200mほど行ったところに申請地があります。申請地は、田として良好な管理がされており、周囲は宅地化が進みここが唯一の農地でありました。続きまして、申請内容の説明をいたします。譲渡人が農業経営の縮小を図ろうとしおり、その要望に譲受人が応えたものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長	<p>「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第30号 番号2番の申請について、12月20日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
13番	<p>番号2番の現地調査の報告をいたします。位置図、付近見取図をご覧ください。国道9号から県道に入り3kmほど上がり、そこを左折し、県道を走って2kmほどあがって左折して町道を500mほど行ったところが申請地となります。現地は、雪があったもののほとんど耕作されていました。一部は、今年も譲受人が耕作していたようです。一部、遊休農地になっているところもありましたが、譲受人が草刈り等をして管理していくとのことでした。申請理由は、譲渡人が経営規模を縮小するにあたって譲受人がそれに応じたものとなっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第30号 番号3番の申請について、12月20日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、現地調査の報告をします。場所は、位置図、付近見取図をご覧ください。県道沿いの道の駅から村岡方面に3kmほど行ったところにありました。現地は雪で埋まってましたが白菜が顔を出しており、畑として耕作されているところでした。申請理由としては、譲渡人が経営規模縮小のため譲受人がそれに応じたものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	9番委員は、退席をお願いします。
議 長	日程第5 議案第31号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①22ページから28ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第31号 番号1番の申請について、12月20日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
13番	現地調査の報告をします。申請場所は、位置図、付近見取図をご覧ください。県道の境バス停から2、300mほど行ったところにクスマ橋があり、その橋を渡ってすぐ右手のところにありました。現地は昨年に農地を取得され牧草を作っていました。今年の台風の際、借地の家が川の近くで非常に危険を感じたということでこちらの方に家を建てようと思ったそうです。少し高台になっているので水の心配は無いものと思われます。みなさまのご審議よろしくをお願いします。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第31号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の可とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の可とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	9番委員は、着席をお願いします。
議 長	日程第6 議案第32号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の29ページから38ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第32号 番号1番の申請について、12月20日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	現地調査の報告をいたします。付近見取図で説明させていただきます。庁舎から北に向かったら踏切があって、その左側にJA香住支店があります。そこから東側に向かって1500mほど行ったところで。周囲は全て住宅でした。農地区分は第3種農地となります。つづきまして申請内容の説明をいたします。譲受人は建築土木業を行っておりまして従業員の駐車場を探しており、隣の田の地主の譲渡人に

	相談して成立したものです。なお、区長、農会長の同意書はもらっています。以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第32号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第32号番号1番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	次に、議案第32号 番号2番の申請について、12月20日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「岡田久志委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	それでは、現地確認の報告をいたします。申請場所は、付近見取図をご覧ください。国道9号の村岡高校の前の信号を西側へ約100mほど行きますと、譲受人の新社屋があります。その社屋前の町道を行ったところ。この場所は9月の総会で農振農用地の除外申請が行われ、現地確認をし、11月に除外となり第3種農地となったところ。申請地のうちの2筆は不在地主ですが耕作はされており、もう1筆は耕作されていませんでしたが草刈り等を行っていました。この転用申請での水路等の影響はないことを確認しております。申請内容は譲受人の新社屋新築により従業員等の駐車場を探していたところ、譲渡人がそれに応じたものであります。皆さまのご審議よろしくをお願いします。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第32号 番号2番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第32号番号2番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	日程第7 議案第33号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第33号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第33号は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第8 議案第34号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を議題とします。農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定で農業委員会の意見を必要とします。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積等促進計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当 「香美町農用地利用集積等促進計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第34号については異議なしとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第34号は異議なしとし、意見書を提出します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟